

議会だより そとがはま

第63号

令和3年2月

議会を傍聴しませんか

◆次の定例会予定
3月5日(金)～12日(金)

外ヶ浜町公式ホームページ ● <http://www.town.sotogahama.lg.jp>



そい遊び楽しいな！ (風のまちこども園)

目次

○第124回12月定例会／2～5

○一般質問：5議員が登壇／6～10

○100条調査特別委員会設置／11～14

○第123回臨時会／15

○議会にお越しく下さい／16

38議案を可決

12月補正予算案・町条例案 町公の施設の指定管理者の指定など

12月定例会



第124回定例会は、12月7日から9日までの3日間の日程で開催しました。補正予算案、町条例案、町公の施設の指定管理者の指定など提出案件36件を審議し、原案のとおり可決しました。一般質問は、5人の議員が登場しました。内容については、通告順に6〜10ページに掲載します。また、議員6名より「公文書管理と鈴木議長の不担当強要に関する調査の決議（案）」が議員発議され、審議の結果可決となり、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会が設置されました。詳細は11〜14ページです。

公の施設の指定管理者決定 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

施設名	管理者
総合福祉センター健康浴場及び湯の沢温泉並びに三厩健康増進センター「みんなまよよしの湯」	太平ビルサービス株式会社
観瀾山公園及び風のまち交流プラザ	東洋建物管理株式会社
総合交流促進センター	株式会社大豊
おだいばオートビレッジ及び中山間地域活性化施設	平館観光協会
龍飛崎シーサイドパーク	一般財団法人青函トンネル記念館
弥蔵釜コミュニティセンター	弥蔵釜自治会
今津コミュニティセンター	今津自治会
舟岡コミュニティセンター	舟岡自治会
磯山コミュニティセンター	磯山自治会
六條間コミュニティセンター	六條間地区会
檳榔コミュニティセンター	檳榔地区会
龍飛コミュニティセンター	龍飛地区会
蟹田在宅介護支援センター	外ヶ浜町社会福祉協議会
デイサービスセンター	外ヶ浜町社会福祉協議会
健康増進センター	蟹田1区
穀類等乾燥調製貯蔵施設	青森農業協同組合
平館農村公園	平館自治会
玉川農村公園	野田自治会
石崎農村公園	石崎自治会
おかりや公園	平館自治会
山村広場	今津自治会
水産物荷捌き施設	外ヶ浜漁業協同組合
水産物鮮度保持施設	外ヶ浜漁業協同組合
漁業用作業保管施設	外ヶ浜漁業協同組合
蟹田駅前広場	蟹田駅前広場物産施設運営協議会
蟹田駅前広場	運営協議会
ライスセンター	株式会社アグリズ外ヶ浜
龍飛崎観光案内所	一般財団法人青函トンネル記念館

◎定例会において審議された条例案は、次のとおりです。

- ①外ヶ浜町議会議員及び外ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
- ②外ヶ浜町承認地域経済率引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- ③外ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

主な質疑

（外ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について）

問 コロナや生活保護申請の方々も全国的に増えている中で、現時点で生活が大変な方々に国保税の滞納につながるためにも減免しなければならぬと思う。多くの方々が年末を乗り切るのに大変な状況だと思つたので、そこは町、国の支援と合わせて、納税者の方々が困らないように、担当課としても温かい心で減免や支払いの延期など、



答 国保世帯で困っている世帯の方については、納税相談を受けながらその世帯、各世帯の状況を納税者の立場に立って考え、住民に対して不利益にならないように対応していきたい。

主な質疑

（総合福祉センター健康浴場・湯の沢温泉・三厩健康増進センターについて）

問 全ての指定管理の施設の契約年数を3年から5年に延長するとあるが、サービスが低下している部分が多々見受けられる。清掃の面や、脱いだものを入れるロッカー、どこを見ても4分の1か3分の1使えなくなっている。なぜか管理している方々がそこに清掃用品や補充の用品を入れて、お客が使えなくなっている。非常に疑問である。

答 これまでの管理が行き届いていないことについては、役場の指導が足りないと思っている。今後は十分に指導していききたい。

また、3年から5年に延ばしたことで、指定管理を

請け負う業者にとっては経営の安定と、様々な新たな事業にチャレンジもでき、雇用の安定にもつながっていくということから、全国的な傾向も踏まえながら5年とさせていただきます。

問 指定管理を受けているところ、受けていない地区集会所にも、一定の金額を補助して地域を支えていくという考えはないのか。

答 地域活性化事業という形で、申請によって自治会に補助できる金額100万円を予算計上している。運営は共通して大変だということ、公平に全ての町内が対象になるように検討されるのか。

答 1自治会当たり10万円程度の助成と見込んでいます。2年か3年のスパンでこの事業を続けて、自治会に行き渡るような方法を考えていきたい。

一般会計

灯油購入助成

7月29日の臨時議会において可決され、65歳以上の高齢者世帯に灯油の

購入助成をすることになっているが、その後の作業は、灯油助成の券の配布だが、今月中に対応するように作業を進めている。当初では10月中にとお答えしたが、年内には発送できないものと考えている。

助成券を65歳以上の世帯の方にそれぞれ郵送で配布するの。

配布方法については郵送する。

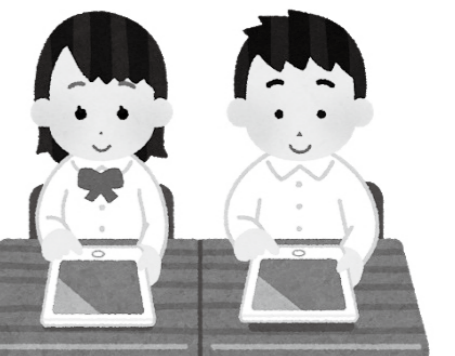
福祉灯油と勘違いしている方々がいる。もし灯油が100円を超えた場合は、今回の灯油の支援と別に非課税世帯の方々に福祉灯油を出すということで、捉えていいの。

今回はコロナに関連しての灯油の助成ということで、従来の福祉灯油よりも幅広い対象者に対しての助成である。灯油の価格が上がれば従来の福祉灯油というふうにとのことだが、



現時点では今のコロナ灯油で対応と考えている。万が一の場合に福祉灯油は実施するという考えで変わりが無いの。

学校教育遠隔事業



遠隔教育事業ということなので、WiFiのようなインターネットにつながっているものだと理解するが、その詳しい内容と、学習用コンピュータ等機器購入費は、どのような機材を各学校にどのくらい配置するの。

遠隔事業のネットワーク環境は、以前補正予算を獲得しているで、そちらのほうで整備する予定となっている。学習用コンピュータ機器は、タブレットの購入費の追加分ということで、春先に予定した価格よりも世界情勢により購入する自治体、学校が増えてきており、全国的に価格が変動している。その部分で、小学校中学校合わせて購入台数が約246台分見込まれている。

感染予防などの対策のための遠隔なのか。学校と各家庭をつなげる内容なのか。

家庭とつながることも考えている。ただ、その家庭によってネットワークの環境が違うので、その辺は精査していかなければと思っているが、学校でタブレットを購入して家に持

12月補正予算の状況

Table with 3 columns: 会計名, 補正額, 補正後の予算額. Rows include 一般会計, 介護保険特別会計, 下水道特別会計, etc.

ち帰ったりすると学校と家庭がつながるような環境になるので、そちらのほうも考えながら進めていきたい。



小学生の県外研修、中学生の海外研修が当初予算で計上した額すべて、丸々減額補正である。今のコロナ禍の影響で、今年度はやらないうことで理解しているのか。

それと、当初この予算を計上するに当たり、今年度から10力年、2029年度までこの事業をやると。おおよそ6000万円の経費でやると記憶しているが、今年度中止になった分は、来年度から2030年度までの10力年という形で、1年ずれてやるということでは理解しているのか。

当初、1月に実施予定であった小学生の、福島県にあるプリティッシュヒルズでの県外研修事業だが、対象となる5年生と6

年生の保護者にアンケートを取った結果、参加させたいという保護者が半分に満たなかった。そういう保護者の意向も踏まえて、校長先生方、町長とも協議し、今年度は中止ということになった。同じく1月に実施予定であった中学生の台湾への海外研修事業は、世界的なコロナウイルス感染拡大により、青森空港で現在エバー航空の青森台北便が3月27日まで全便運休と発表しているのを旅行社等からも情報収集し、校長先生方、町長とも協議し、こちらのほうも今年度においては中止。校長先生方との話し合いの中では、スタートがずれず来年度以降10年間という形で考えている。

町道の路線認定の件

町道の路線認定について提案され、審議の結果可決しました。

- ◎路線番号 409
◎路線名 湯ノ沢住宅5号線
◎起点 東津軽郡外ヶ浜町字平館 根岸湯の沢149-3
◎終点 東津軽郡外ヶ浜町字平館 根岸湯の沢149-3



請願

第1号

75歳以上の医療費窓口負担の現状維持を国に働きかける意見書の提出を求める請願書

- 【提出者】 青森県高齢期運動連絡会会長 二川原一 青森県社会保障推進協議会会長 大竹進
【紹介議員】 安藤 英博・原 芳雄
【所管委員会】 総務文教常任委員会
【審議結果】 継続審査

本請願は、12月定例会初日終了後に開かれた総務文教常任委員会において審議され、閉会中も十分な審査を要するとして、本会議において継続審査と決定しました。

第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願

- 【提出者】 全日本年金者組合 青森県本部執行委員長 千代谷 邦弘
【紹介議員】 安藤 英博・原 芳雄
【本会議での採決】 採択 賛成多数

本請願を採択したことに伴い、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案)」が議員発議され、採決の結果可決となり、次の方々に送付しました。

- 衆議院議長 大島 理森
●参議院議長 山東 昭子
●内閣総理大臣 菅 義偉



安藤英博議員

エコエネ社が青森地裁へ前町長を 提訴した問題について

■答弁▼町に対して訴状が出されたことは誠に残念

◆質問①／エコエネ社長（山崎町長）が、森内前町長に対して75万円の支払いを求め青森地裁に提訴したが、それに対して今度は森内前町長が訴訟を地裁に起こした。その内容については新聞報道で知った。このことを町長はどのように受け止めているのか伺いたい。

たのか。
■町長／専門家である弁護士にも、相談しながら行っており問題がなかったものと認識をしている。
◆質問②／エコエネ社で前町長を提訴した弁護士費用を、町として出したのか、それともエコエネ社から費用を出したのか伺う。

新型コロナウイルス 感染拡大による外ヶ 浜町の実態について

あり、控えさせていたいただきたい。
◆質問①／この半年間で経済、健康、くらしと生活、医療、教育、環境に對して町としてどのような状況で対策を取ってきたのか伺う。

ホタテ残渣処理 施設について

◆質問①／一次産業であるホタテ養殖業は町にとっても所得面、雇用対策でも400名を超える方々

の働く場となっており、重要な産業である。そこで、建設について町長の9月議会での答弁で、漁協が土地を準備するという考えに現在も変わりがないのか伺う。
■町長／漁協が候補地としていた野田地区の民有地について断念した旨の報告があったが、その後進展は残念ながらない。
◆再質問／漁協が準備するという町の考えに対し、もう一歩踏み込んで検討するべきではないか。
■町長／漁協組合長はじめ漁協の意見として、残渣処分施設を建ててほしいということ、変わりはなくという意見をされている。



■町長／金額等については弁護士との守秘義務も

■町長／5月の特別定額給付金事業が大きいものだが、住民生活を守るため、補正予算を計上しながら経済的支援のために、宿泊業や飲食業等の上下水道料金の基本料金分の減免など、さまざまな事



原 芳雄議員

文書規程にある謄写等には申請書を提出させること

■答弁▼他自治体の取り扱いを参考に検討したい

◆質問／外ヶ浜町文書事務整理保存規程の第5条は「文書は、公務のほかは、主管課長の許可を得ないで他人に謄写させ、若しくは閲覧させ、又はその謄本を与えてはならない」と定めている。

人とあるが、誰を指すのか。
■総務課長／一般住民と、役場職員でも主管業務以外のものを見る場合はこれに当たる。きちんと理由を示して課長の許可を得て、閲覧等をしなければならぬ。

に鈴木議長が袖谷議員宅を訪れ、平成26年11月28日に三厩観光開発株式会社と町が締結した除排雪の業務委託契約書（案）を持参し、この文書ではあなたは失職する。明日の午前中までに返事をと言って行ったと聞いています。翌日の4月7日は、午後から副町長選任の臨時議会が開催されることになっていました。

も怪文書のように見せかける。
そうさせないためにも、謄写時には申請書提出の規定を求めたい。
■町長／議長云々の件と、規程に謄写等をする場合に申請書を出すことを追記することは全く別のもので認識している。文書の管理を含めて、他自治体の取り扱いを参考に検討したい。

修に補助金を出してはどうか。
■町長／管理等は地区会でやっており、補修についてもそのように対応して頂いている。
増川の伐採の樹木の

◆質問／第5条の中に他本を与えたのはあったか。
■町長／一般的な文書及び資料的なものは、口頭で許可しているのですが、件数は把握していない。

◆質問／議員が職員に、あの文書の謄写、謄本をとって欲しいと頼まれるようなことはあるか。
■総務課長／議会活動の資料等の依頼はこれまでもあった。

議員の兼職禁止にも該当しないのに、わざわざ臨時議会の前日に持って行ったのはなぜか。しかも契約書（案）は議長宅の郵便受けに入っていたと本人が言っているという。誰でも請求すれば入手できる文書を、あたか

◆質問／ごみ集積所が老朽化し、サクリ板等が破損している所が多い。補修に補助を
公務以外の文書の閲覧等についても、今後十分注意し対応したい。

■町長／管理の河川であり、今年度の県単要望で河床の伐採を要望しているが、再度、早急に現場を調査し、引き続き要望していく。

◆質問／外ヶ浜町文書事務整理保存規程の第5条は「文書は、公務のほかは、主管課長の許可を得ないで他人に謄写させ、若しくは閲覧させ、又はその謄本を与えてはならない」と定めている。

◆質問／文書管理上からも他人に閲覧、謄写等させる場合は、申請書の提出が必要とするように規程に追記するように求めたい。理由は、4月6日

◆質問／ごみ集積所が老朽化し、サクリ板等が破損している所が多い。補修に補助を

◆質問／ごみ集積所が老朽化し、サクリ板等が破損している所が多い。補修に補助を

◆質問／ごみ集積所が老朽化し、サクリ板等が破損している所が多い。補修に補助を



高坂 茂議員

学校給食の全額無償化はできないか

■答弁▼段階的に保護者の負担軽減を図ってまいりたい

◆質問／現在我が町では小学校、中学校に対して給食費の半額補助をしている。これだけでも保護者は相当助かっていると思われ、大変喜ばれる政策と評価されている。

ただ、3月議会で同僚議員が指摘したように、お隣の今別町では昨年から無料化している。財政の厳しいと言われる今別町にできるのであれば、外ヶ浜町でもできるだろうという御指摘をいただいている。

さらに今年は、新型コロナウイルスの影響で経済的に苦しい家庭も増加していると言われている。子供たちは家庭の宝である。町の宝であり、国の

宝である。その宝物を育てる保護者の負担を減らし、子育てをしやすくする環境を充実させることは、今や行政に課せられた大きな使命の一つと考

える。そこで、我が町と近隣町村の現在の学校給食の補助金状況と、新年度からの学校給食の無料化に対する町長の考えをお示しいただきたい。

◆町長／給食費の補助金状況についてであるが、当町では5割相当ということで、小学校給食費1食当たり300円に

また、近隣市町村についてであるが、青森市が小学校給食費1食当たり260円、中学校は320円に

対し補助金は、小蓬田村については、小学校給食費1食当たり250円に

対し80円、中学校は290円に

対し90円の3割相当額を補助している。今別町については、小学校給食費1食当たり300円、

の給食費については、今年の3月議会で御質問の際、段階的に負担を減らすようにしていきたいとお答えをしている。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策で、給食費3割相当額の2万円を小中学生へ就学支援給付金として支給を行って

おり、合わせて現在8割相当の補助となっていることをふまえ、令和3年度の給食は、これまでの5割から3割プラスした

8割相当額を補助して保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えている。私も、議員のおっしゃるとおり、子供は地域の宝だという認識をしている。地域の宝物を育てる



給食の様子 (蟹田中学校)



福井洋一議員

空き家対策について

■答弁▼今後は空き家バンクの創設も検討していく

◆質問①／町内には空き家と思われる多くの家屋が見られ、今後、腐食が進行し、安全、安心が担保されるのか心配される。そこで、外ヶ浜町空家等の適切な管理に関する条例及び規則が定められて以降の状況を伺う。

◆町長／条例が制定された平成30年10月1日以降の町民から寄せられた空き家に関する情報は12件で、そのほとんどが廃屋と呼ばれるもの。

町の空き家等の実態調査をし、その把握に努めているが、現時点での総棟数は把握できていない。◆再質問／町内の状況をきちんと把握し、環境の整備をしていくことが町

民の安全、安心して暮らせるまちづくりになるものと考えている。職員が適正管理していくことが重要だと考えるが。

◆総務課長／今後、どのような方法で空き家等の把握をしていくか検討しながら、職員についても、適時、空き家の把握に努めていく。

◆質問②／空き家バンクの創設について ウイズコロナを見据えての移住や定住などを目的として、空き家などの利用を希望する方が増えている。

町内の空き家などの売買や賃貸借を希望する所

として、空き家バンク制度を創設する考えはないか。

◆町長／空き家バンクは、地域内外の住民交流の拡大や定住促進による地域の活性化につながるものと考えており、空き家バンクの創設の可能性も検討していきたい。

◆再質問／町長は6月議会の私の一般質問に対して、空き家バンクを検討していくとしている。空き家バンク制度の実現に向けて、具体的な協議を進めるべきではないか。

◆町長／空き家バンクも含め、地域に若い方がたくさん来ていただければ、うな政策に取り組んでいく。

自治基本条例を制定する考えは

◆質問／町民の参加や協働といった理念や仕組みを設けるために、自治体の憲法とも言われている通称「外ヶ浜町自治基本条例」を制定する考えはないか。

◆町長／条例策定に当たっても様々な課題も提示されており、他の自治体の策定事例等を参考に検討を進めていく。今の時点ではまだ相応の時間を要するものと考えている。

◆再質問／町民と町との情報の共有や、参画と協働によるまちづくりなど、

自治を推進するための基本的なルールを明確にし、共通理解を図っていくため、今後、年数をかけて外ヶ浜町自治基本条例の制定に向けて取り組んでほしいと考えるが。

◆町長／私も理想的な姿だと認識しているが、まずは検討を進めるというところでしょうかお約束できない。

◆要望／町長は、外ヶ浜町に新しい風との言葉を使って政策をこれまで進めているが、外ヶ浜町自治基本条例を制定することとは、町の新しい風になると考える。ぜひ、それに向けて取り組んでいくことを要望する。



記田慶市議員

第三セクター(株)津軽半島エコエネの生命保険料

1年の掛金2千百3万円の加入目的は

■答弁▼税制上の節税が目的

◆質問③／保険加入の目的は。

■町長／目的は保険料の全額を税務上損金扱いができる節税効果に加え、保険料の80%以上が解約返戻金として戻ってくる。

◆質問④／保険に3口加入している保障内容は。

■町長／保険料を経費として先に払い、返戻金による収益を後から計上する。つまり税金の支払いを遅らせる保険なので、節税効果を狙うというよりも資産管理の商品と認識している。

と考えている。これからふるさと納税を控えるようにしたい。

■町長／風車の建て替えやリプレース、多額の維持管理費、借り入れ金の完済を目指す。

◆質問⑥／県内40自治体の中でこれくらい経営内容がいい第三セクターはないと思う。

◆質問①／保険会社名は。

◆質問⑤／前任者の時には合計で8350万円を町へふるさと納税として寄付し、地域社会に貢献した。高額の保険加入では町への寄付は期待できない。

◆質問②／契約者及び被保険者氏名は。

■町長／今までも寄付金だけでなく、固定資産税などで町に寄与している。このまま町に貢献できる企業であるべきと考えている。

◆質問②／契約者及び被保険者氏名は。

■町長／契約者は(株)津軽半島エコエネ、被保険者は山崎結子である。

◆再質問／間違いなく、山崎社長1人が被保険者か。

■町長／山崎結子私1人である。

◆再質問／節税のために加入したとしているが、保険解約したときの返戻金が80%台では3年間で6300万円保険料掛金を納めているので、千数百万円損をすることになる。節税が目的であれば、前任者のように全額町へふるさと納税として寄付したほうが、会社と町にとって財源に傷がつかない一番いい方法である。



龍飛の風車

■町長／風車の老朽化が進み、修繕費が多くなる

◆再々質問／会社では風車の保険に加入し、修理積立金を1億円近く積んでいる。今後退職給与引当金は必要ないということなので、いつ使うかも分からない、それも満額戻ってこない生命保険に積立てすることがおかしい。ふるさと納税で町に入るべき6300万円はみすみす逃した。

外ヶ浜町初となる100条調査特別委員会を設置

12月定例会第3日に、議員6名より地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置について議員発議され、起立採決の結果、設置することが可決されました。100条調査特別委員会が設置されるのは、外ヶ浜町としても初めてのことです。

12月9日提出
発議第1号

「公文書管理と鈴木議長
の不当な強要に関する調
査の決議(案)について」

◎提出者 柚谷 和穂
◎賛成者 原 芳雄

記田 慶市
安藤 英博
石岡 勉
福井 洋一

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査を行うものとする。

1. 調査事項
(1)公文書管理に関する調査

私、柚谷議員に鈴木議長が持参した除排雪の「業務委託契約書」(案は、自宅の郵便受けに入っていたもの)だと言っているが、誰が入手して鈴木宅の郵便受け

に入れておいたのか。その理由は何か。文書管理の点から明らかにする必要があり。

(2)鈴木議長の不当な強要に関する調査

4月7日の午後から「副町長選任の臨時会」が開催される前日の4月6日、鈴木議長が私、柚谷議員宅を訪問し、平成26年11月28日三既観光開発株式会社と外ヶ浜町との間で締結された除排雪の「業務委託契約書」(案)を持参し、この内容だと貴方は失職しなければならぬ、失職したくなければ明日の正午までに返事をいただきたいと言って帰っていった。

議員の兼職禁止にも抵触しないことが明白であるにもかかわらず、不当な強要にさせなければならぬ。

2. 特別委員会の設置
本調査は、地方自治法第

109条及び委員会条例第5条の規定により、委員9名で構成する公文書管理と鈴木議長の不当な強要の調査に関する調査特別委員会を設置し、これを付託して行う。

3. 調査権限

本議会は、1.に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を公文書管理と鈴木議長の不当な強要の調査に関する調査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

公文書管理と鈴木議長の不当な強要の調査に関する調査特別委員会は、1.に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、10万円以内とする。
(※令和2年度)

注 釈
(法律・条例抜粋)

*1 地方自治法第100条 第1項

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

*2 地方自治法第109条

①普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

④特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

*3 外ヶ浜町議会委員会条例 第5条

特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

主な質疑

問 業務委託契約書(案)は、誰が入手して鈴木宅の郵便受けに入れておいたのかとあるが、一般質問で原議員が指摘されたのを受けて公文書開示請求を受けて見せていただいた。それによれば、今までの外ヶ浜町の除排雪の契約では考えられないような随意契約があったという内容である。

答 役員職員がこのことを公にしなければならぬとして、議長にこの書類をひそかに渡したということであれば、今までも誰も気がつかなかった不正に関わる事項について内部告発をしたということ、大いに褒められることであり、いちいち調査をして書類を持って行った人を明らかにする必要はないのではないか。

答 谷 このいわゆる100条調査委員会の設置に関して、趣旨が違うのではな

いかと考えるので、答弁を差し控えます。

問 3 この内容だとあなたに失職しなくてはならない、失職したくないければ明日の正午まで返事をいただきたいと言っている。それが本意なのか。さらには不当な強要なのか。警察、検察の捜査が目下進行中であり、これが起訴ということになれば、裁判で明らかになるべきことである。

答 谷 業務委託契約書なる受けに入っていたというものは、本人の言った言葉であると伺っている。それか

契約書の案を持って行ったのは4月6日。4月7日の午後から副町長選任の時議会が開催されるその前日だということに、非常に議長のお話がある。4月7日の副町長を選任する臨時議会を念頭に置きながら、あなたは失職するしないを話したと思う。そうでなければ、わざわざ龍飛まで行って、はい、これ私の郵便受けに入っておりまして、ただ置いて帰ったと、常識でくるといえることは、常識でも考えられないのではないか。では何のために4月6日に行ったのか、何のために臨時議会の前に行ったのか、その辺もやはり詳しく説明する必要があると思う。少なくとも、議員の失職に関する、議員生命を断ち切るような発言をしてきたと思う。だからその辺を解明して、そういうことは許されないと。そのためにも特別委員会を開催することについては賛成する。

討論

三上 満 議員 業務委託契約書(案)は誰が入手して、鈴木議長宅の郵便受けに入れておいたのか。

また、この内容だとあなたは失職しなければならぬ、失職したくないければ明日の正午まで返事をいただきたいと言って帰ったということであるが、それが本意のことなのか。本意に不当な強要なのか。提出者が一方的に言っていることであって、それを議会で全てうのみにして調査特別委員会を設置し、委任して調査させるようなものではないと考える。よって、本案に反対する。

原 芳雄 議員 決議案の調査事項にあるとおり、2点は特別委員会を設置して調査をすべきである。

ら、4月6日に鈴木議長本人が私の自宅に参り、本人から、いわゆる業務委託契約書(案)なるものを私の前に出して、こういう内容であればあなたは即刻失職しなければならないということであり、私も今までの契約した経緯等々も説明したが、何ら兼職に抵触するものではないと思っており、まさしくこれは不当な強要であると認識をしている。

もう一つ、今警察あるいは検察の捜査が入っているんじゃないかと。確かにそうである。それはそれとして、私が考えているのは、やはり議長として、あるいは議員として、ここは政治的な責任あるいは道義的な責任をただしていくということ、今回こういう発言をした。

問 3 文書が郵便受けに入っていることだから争わないにしても、問題はその文書

戒 修 議員

反対 質疑の中で提出者のほうから、10月30日に不起訴にするという通知があった。ということは、専門家の立場から、これは罪に問えるものではないという結論が出たわけである。また、もともとこの契約について大いに疑問がある。代表取締役二人制を取っているというところは、二人並んで同じ権限を持っている。その一方の契約なので、知らないはずはなく、もちろん知っていてやったことだと思える。

それが、我が町始まって以来、除雪を生業としたことがない業者に随意契約で除雪を任せました。そのことのほうが大いに問題があると思える。それを除いて、今回、一方的な感情でもって鈴木議長をおとしめるような発言は到底受け入れられるものではなく、反対をさせていただきます。

石岡 勉 議員 今問題になっている公文書が、誰が、どうして謄写して鈴木議長宅へ持って行ったのか、何の意味合いがあるのかというものは、当然こういう問題が表面化した以上、議会として明らかにしなければならぬと思える。

また、議長の不当な強要とあるが、議員という身分を失職する大変重大なことである。あなたはこれだけ返事すれば、明日まで失職しなくて済むのか。議長一人で失職とか失職じゃないということを決められるのか。ないと思う。そういう議長としてやってはならないことを鈴木氏に言ったのであろう。真実は分からないが。

こうして今、柚谷議員から出された内容を見ても、議会は議会としてきちんとしたものを調査し、明らかにする責任があると思う。

これは議会の責任である。鈴木議長に問題がない、または問題がある、明らかにするのは我々議会の責務である。なかったことにして終わるとは到底考えられない。そういうことで、この案に賛成を申し上げる。

議長として、そういう政治的な責任あるいは道義的な責任はあるだろうと、その確信をして、こういう発言に至った。

問 3 検察のほうで不起訴ならば、そこに何ら政治的な責任も道義的な責任も問われるものではないと考える。不起訴になったならば、それは不起訴だとお互い納得して、この議案については撤回すべきではないのか。

答 柚 質問者は責任はない。柚谷さんだということな認識であろうと思うが、私はやはりこれは責任がある。一つの契約書を持って、議長たる議長職をもって私のところに直接来て、こういう内容であればあなたは即議員を辞めなければいけないよと。そういう不当な強要に対して、やはり私は調査委員会を設置して、これを解明していくのは当然のことだろうと、そう認識をしている。

これは議会の責任である。鈴木議長に問題がない、または問題がある、明らかにするのは我々議会の責務である。なかったことにして終わるとは到底考えられない。そういうことで、この案に賛成を申し上げる。

また、議長の不当な強要とあるが、議員という身分を失職する大変重大なことである。あなたはこれだけ返事すれば、明日まで失職しなくて済むのか。議長一人で失職とか失職じゃないということを決められるのか。ないと思う。そういう議長としてやってはならないことを鈴木氏に言ったのであろう。真実は分からないが。

こうして今、柚谷議員から出された内容を見ても、議会は議会としてきちんとしたものを調査し、明らかにする責任があると思う。

これは議会の責任である。鈴木議長に問題がない、または問題がある、明らかにするのは我々議会の責務である。なかったことにして終わるとは到底考えられない。そういうことで、この案に賛成を申し上げる。

か分からない。当然これは警察も袖谷議員から聞いたと思う。これを聞いてもなお、検察は不起訴という判断をした。それを我々が委員会を開いて、それ以上のことを追求できるのか。確かに我々議員としては、それを解明させなければならぬという気持ちはあるかもしれないが、もし検察が判断したとおりのことであるならば、それはやはり尊重するべきであって、それが真実だと思う。ここで我々が、袖谷議員から出された言葉のみを読んでこれに乗っていくというのは、非常に危険なことだと思うので、反対する。

賛成

刑事事件としては不起訴になっても、やはり1対1のことで証拠がなければなかったということでも不起訴になったと思う。それでも、実際に契約書がひとりり鈴木議長宅に歩いていったと、科学的に考えてもそれはあり得ないことだと思ふ。そして一方的な話だというけれども、本人がそれを持って行ったということは確実なことである。だから、反対の議員の意見も聞いた。だからこそ、外ヶ浜町議会の代表であり、公平中立の立場で進めなければならぬ議長のこれまでの行動を見ると、公平中立がとられていないという事で、本当に議長としての立場で行動しているのかと感じる。

賛成

私も議会として、この点について何が真実なのか、何が問題なのか明らかにし、町民の皆さんに知らせていくのが我々議員の役目ではないかと思う。そのためには、調査特別委員会に賛成する。

11月30日、第123回臨時会が開催され、条例案3件を原案のとおり可決し、報告案件3件を承認しました。

臨時会において審議された条例案

- ①外ヶ浜町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例案
②外ヶ浜町特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
③外ヶ浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
※①③とも、青森県人事委員会の勧告に伴い、期末手当の支給割合を改めるものです。

専決処分した事項の報告及び承認を求める件

- ①令和2年度外ヶ浜町一般会計補正予算
…新型コロナウイルス感染症対策について、緊急に予算措置を要するため。
②令和2年度外ヶ浜町介護保険特別会計補正予算
…認知症高齢者グループホームに対する防災改修等支援助事業費補助金について、早期の着手が必要のため。
③令和2年度外ヶ浜町病院事業会計補正予算
…外ヶ浜中央病院等が行う新型コロナウイルス感染症対策事業について、事業内容の変更等に伴い予算額に過不足が生じる見込みとなり、県内の感染状況等を鑑み、未着手事業について早期に発注したため。

副町長の人事に関する、私は反対の立場で討論をした。それはなぜかという、議長は町長と一緒に副町長の紹介に歩き、または議員懇談会を議長の名で招集して、副町長候補と会わせた。本来であれば、二元制である行政、議会、その議長と町長と一緒に歩くというような立場を考えたとき、まず公文書を持つて行ったことを調査するのは当然であると思う。

そして、失職しなければいけない、明日の正午までというような話。反対討論の中では、いわゆる言った言わない、そういうことはないだろうという話だが、それを客観的に議員として調査するのが我々の役目だと思つてゐる。そういう立場で、この調査特別委員会を開くという立場で、賛成討論させていただく。

◎起立採決

【賛成5・反対4で可決】
(※当事者である鈴木議長と、議長に代わつて議事を進行していた記田副議長を除く9名で採決)

◎特別委員会

発議第1号が可決されたことにより、「公文書管理と鈴木議長の不当な強要に関する調査特別委員会」が設置されました。
12月22日に開催された第1回委員会において、正副委員長の互選があり、委員の構成は次のとおりとなりました。

Table with 2 columns: Position (委員長, 副委員長, 委員) and Name (安藤 英博, 福井 洋一, 高坂 茂, etc.)

給食甲子園 優勝報告

12月定例会閉会後、議場において、五十嵐教育長より12月5日に開催された第15回全国学校給食甲子園決勝大会で、外ヶ浜町が優勝したことについて報告されました。

議場には、優勝旗や優勝カップなども披露され、議員からも感嘆の声が上がり、議場内は温かい拍手に包まれました。
改めまして、優勝おめでとうございます。



報告の様子

主な質疑 (専決処分した事項の報告及び承認を求める件)

(令和2年度外ヶ浜町介護保険特別会計補正予算について)

問 認知症高齢者グループホーム等の防災支援と出ているが、我が町にあるグループホームすべてが対象になっているのか。また、個別に1事業所などになっているのか。
また、防災で現状の法律や施行令などで合わない部分を改修するということが

答 29人以下の、いわゆる地域密着型のグループホームが全部対象になっている。町内には3カ所あり、3カ所全て対象になっているが、このたびは1カ所だけの申請となっている。

内容については、施設の耐震化改修、または老朽化に伴う大規模修繕等を促進するための補助である。

(令和2年度外ヶ浜町病院事業会計補正予算について)

問 コロナの影響で老健たんぼ、あるいは中央病院の外来患者、入院患者、医療収入が減っている状況にあると思うが、現状はどうなっているのか。
病院のほうは4月から10月までの入院と外来の医療収益は、昨年度と比較して入院のほうがマイナス2990万4760円、外来のほうはマイナス2970万981円と、合計でマイナス5983万2200円となっている。たんぼのほうは、4月から10月までの累計で入所、通所、訪問、その他も含めて前年度と比較して、マイナス246万7892円となっている。

答 10月までの入院と外来の医療収益は、昨年度と比較して入院のほうがマイナス2990万4760円、外来のほうはマイナス2970万981円と、合計でマイナス5983万2200円となっている。たんぼのほうは、4月から10月までの累計で入所、通所、訪問、その他も含めて前年度と比較して、マイナス246万7892円となっている。

問 次亜塩素酸空間除菌脱臭機購入費を減額して、空気除菌装置購入費として増額で、中央病院もたんぼも予算措置したわけだが、

機械の変更した内容と、台数1台当たりの金額に変更等はあったのか。

答 次亜塩素酸空間除菌脱臭機の購入については、6月議会で補正予算の議決をいただいたが、その後国及びWHOにおいても、次亜塩素酸水あるいは消毒剤の噴霧については、推奨しないということがわかり、院内でも話し合いが持たれ、やはり空間噴霧をするものは人体に影響がある可能性があるため、その点の結論になり、その他のものでまた検討してみた。

今回補正であげているのは、光触媒で除菌するタイプの空間除菌装置である。金額は、大きいものは1台税込で19万8000円程度、小さいものは税込みで2万7500円程度を見込んでゐる。病院のほうは、大きいものが32台、小さいものが10台。たんぼは大きいものが25台、小さいものが2台で見込んでゐる。

議会にお越しください



傍聴席から見た議場内



傍聴席
(新型コロナウイルス対策のため、現在は1席ずつ間隔を開けています)

外ヶ浜町議会では、6月、9月、12月、3月の年4回の定例会が開催されています。

定例会については、町内放送でも町民の皆さんにお知らせしています。議場には傍聴席があり、議員による一般質問や、事前に提出された議案の審議を見聞きすることができます。

外ヶ浜町の置かれている状況や、今後に向けての対策や政策の提案、それらに関する議員と行政とのやり取りなど、活発な議論が行われております。ぜひお越しください。



傍聴席が満席の場合は本庁正面玄関のロビーでモニター中継を見ることもできます。

『みなさんの声』 お寄せください

議会だよりでは、議会に関するご意見やご質問、議会だよりへの感想やご要望など、町民の『みなさんの声』を募集しています。

例えば……

- ・ 文字が小さくて読みづらい、見出しが見づらい。
 - ・ 議案について、もう少し細かく教えてほしい。
 - ・ 議会後実現した政策や事業を紹介してほしいか。
 - ・ 他市町村の議会だよりのように、町内の家族なども取り上げてはどうか。
 - ・ などなど、どんな『声』でもかまいません。よりよい議会広報紙を作るために、どうぞ議会事務局(31-1230)までお寄せください。
- なお、いただいた『声』は、紙面にて発表させていただきます。

議会広報特別委員会

議会広報特別委員会

委員長：安藤英博

副委員長：福井洋一

委員：浜谷恭市 / 戎

高坂 茂 / 原

記田慶市

修 芳雄

昨年、世界では新型コロナウイルスが感染爆発を起し、残念ながら感染は拡大し続け、多くが中止となり、皆んなが楽しみにしていた修学旅行やスポーツ大会、ねぶた祭り、花火大会も楽しむことができませんでした。今年こそは、これまで以上に新しい生活様式でコロナ感染対策をしていきます。

高齢化社会の中でお年寄りの方々は人の集まる所にも行けないなど、家に閉じこもり生活が多くなり、引きこもりにならぬと、一緒に頑張って議員、皆さんも共に生活に乗り、議会も元の生活に戻ることをお願いしています。

4月を過ぎ、大事な選挙がこの4月にあります。公約を聞き、候補者の考え、投票所に行き、一人一人が求められ、足を運ぶことが求められます。

安藤 英博

編集後記